

## 広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 広域ごみ・汚泥処理施設候補地(以下「候補地」という。)を選定するにあたり、適切な候補地を選定することを目的として、広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

2 候補地に係る次に掲げる事項について検討し、北但行政事務組合管理者へ報告すること。

評価・選定基準の作成に関すること。

現地及び周辺等の調査に関すること。

評価・選定に関すること。

その他必要な事項に関すること。

3 前項の報告後における選定に至る経過の説明、周知及び住民の理解を求めることに関すること。

4 その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるものの内から、北但行政事務組合管理者が委嘱するものとする。

学識経験者 3人

市民・町民 3人

環境衛生団体等関係者 8人

広域ごみ・汚泥処理施設整備事業関係市町の職員 1人

3 前項第2号に規定する者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる所掌事項が終了した時までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長は学識経験者のうちから、また、副委員長は環境衛生団体等関係者のうちから委員会で選任する。

3 委員会は必要に応じ、委員長が招集するとともに、会議を司る。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるときには、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、原則公開とする。ただし、委員会の決議により、公開しないことができる。

4 委員会の会議の傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

5 委員会は、会議の概要を記載した記録を作成し、委員会において確認した後、これを公開するものとする。

6 委員会は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会には、部会長1人、副部会長1人を置く。

4 部会長は、学識経験者のうちから選任し、副部会長は部会長が選任する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故等があるときには、その職務を代行する。

6 専門部会の招集及び運営方法等は委員会の例によるものとする。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、検討の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの及び、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、他人に漏らしてはならない。

(委員の報償)

第9条 委員の報償は、「豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」等に準じて支給する。ただし、特別の事情があるときは、特段の取り扱いをすることができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、北但行政事務組合に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月12日から施行する。